

<火薬類取締法施行規則（抄）>

（保安距離）

第二十三条 火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。

2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬類の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。

$$\text{距離} = \frac{\left[\text{分母の貯蔵量に対する保安距離} \right] \times \left[\text{貯蔵しようとする数量の立法根} \right]}{\text{前項の表の貯蔵量の立方根}}$$

3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

4 がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

5 地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

6 地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。

7 保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。

＜昭和49年通商産業省告示第59号＞

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第二十三条第四項及び第六項の規定に基づき、がん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離を次のように定めたので、告示する。

昭和四十九年二月十六日

- 一 （略）
- 二 規則第二十三条第六項の保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、火薬庫から当該施設に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。
 - イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、当該火薬庫から第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離（その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水畜火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離）
 - ロ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離（その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離）
 - ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離

<改正前の告示との比較>

昭和49年通商産業省告示第59号	昭和36年通商産業省告示第14号（廃止告示）
<p>二 規則第二十三条第六項の保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、<u>火薬庫から当該施設</u>に対してとるべき保安距離は、三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあつては、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離とし、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。</p> <p>イ 当該施設が当該火薬庫の守衛又は管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により、<u>当該火薬庫から第三種保安物件</u>に対してとらなければならない保安距離の八分の一の距離（その距離が、一級火薬庫、二級火薬庫、実包火薬庫又は煙火火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水畜火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により第三種保安物件に対してとらなければならない保安距離の四分の一の距離に満たないときは、当該保安距離の四分の一の距離）</p> <p>ロ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第六項の規定により<u>当該火薬庫から保安物件</u>に対してとらなければならない保安距離の二分の一の距離（その距離が、保安物件の種類に応じて一級火薬庫、二級火薬庫又は実包火薬庫にあつては</p>	<p>第十五条 規則第二十三条第六項の保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設である場合において、<u>火薬庫がその施設</u>に対してとるべき保安距離は、<u>火薬庫が三級火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫にあるときは</u>、規則第二十三条第一項、第二項又は第四項に規定する保安距離、その他の火薬庫にあつては、次に掲げる距離とする。</p> <p>一 当該施設が当該火薬庫の守衛または管理人の詰所その他当該火薬庫を警戒するために設けられた家屋である場合には、規則第二十三条第一項から第三項までまたは第五項の規定する<u>当該火薬庫に係る第三種保安物件</u>に対する保安距離に八分の一を乗じて得た距離（その距離が同条第一項の表に掲げる<u>当該火薬庫の区分に係る最小の貯蔵火薬類の数量に係る第一項から第三項までまたは第五項に規定する第三種保安物件</u>に対する保安距離に四分の一を乗じて得た距離に満たない場合は、その四分の一を乗じて得た距離）</p> <p>二 当該施設が前号に掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫以外の火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項まで又は第五項に規定する<u>当該火薬庫に係る保安距離</u>に二分の一を乗じて得た距離（その距離が、保安物件の種類に応じて同条第一項の表に掲げる<u>当該火薬庫の区分に係る最小の貯蔵火薬類の数量に係る同条第一項から第三項までまたは第五</u></p>

<p><u>その貯蔵火薬類の数量が〇・三トン、水蓄火薬庫にあつてはその貯蔵火薬類の数量が五十トンの場合において同条第一項、第三項又は第六項の規定により保安物件に対してとらなければならない保安距離に満たないときは、当該保安距離)</u></p> <p>ハ 当該施設がイに掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までの規定により当該火薬庫から保安物件に対してとらなければならない保安距離の三分の一の距離</p>	<p><u>項に規定する保安距離に満たない場合は、その保安距離)</u></p> <p>三 当該施設が第一号に掲げるもの以外のものである場合であつて、当該火薬庫が煙火火薬庫であるときは、保安物件の種類に応じて規則第二十三条第一項から第三項までに規定する当該火薬庫に係る保安距離に三分の一を乗じて得た距離</p>
---	---